

市相一陳情第73号
平成19年12月21日

秋田県労働福祉協議会
会長 工藤雅志 様

秋田市長 佐竹 敬 次



労働者福祉に関する要請（回答）

平成19年11月16日付けで提出のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

今後とも、本市市政の推進にあたり、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協および構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、秋田県勤労者住宅生活協同組合、財団法人秋田県労働会館）に対して引き続き支援・協力していただくとともに、事業や制度内容を周知・宣伝していただきたい。

これまでと同様に支援を継続し、可能な範囲で協力してまいります。また、各種制度等については、今後も広報あきた等を通じ周知を図ってまいります。

（工業労政課）

2. 国庫補助廃止に伴い、中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化を積極的に推進するとともに、勤労者の暮らしと福祉に関する総合的福祉センターをも展望し、魅力あるサービス内容への抜本改革を進めること。中退金、財形、福利共済、各種融資制度などに係わる諸施策を柱として、サービスの提供をめざして取り組んでいただきたい。

中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国からの補助金は、平成22年度で廃止になる予定であり、安定したセンター運営のためには、会員増による会費収入の増加が必要であると考えております。このため、これまで以上に魅力的なサービス内容について、運営委員会において引き続き検討してまいります。

また、限られた財源の中で効率的なサービス提供を行うためには、広域化を推進

することも有効な手段だと考えられることから、その手法について、他のサービスセンターとも連携し、研究を重ねてまいります。

(工業労政課)

3. 東北労働金庫秋田県本部に対する預託金について、①労働者福祉対策金2億円、②秋田市勤労者福祉サービスセンター融資制度見合い預託金1千万円をお願いしたい。

預託金については、今年度と同額で継続する予定です。

(工業労政課)

4. 秋田県内のメーカーに対して「30万円」の補助金をお願いしたい。

来年度についても補助する方向ですが、補助額については、市の予算編成方針に従って決定することとしております。

(工業労政課)

5. 秋田労福協が毎年秋に主催する「チャリティーゴルフ大会」が、今年で20回を数えました。この大会は災害遺児援助と銘打ち、参加費やプログラムへの協賛広告などを基に、災害遺児愛護会をはじめとする福祉団体に、今年は総額130万円を寄贈いたします。この趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員へ参加の呼びかけをしていただきたい。

今年度は、市役所内のネットワークを利用し、標記事業への参加を呼びかけました。今後ご要望について可能な範囲で協力してまいります。

(工業労政課)

6. 国の「多重債務問題改善プログラム」に基づき、県の多重債務者対策協議会と連携して、実効性のある施策を実行していただきたい。

- 1) 相談窓口の整備・強化など可能な限り前倒しをはかるとともに、各施策についても期限を設定して速やかに実行すること。

本市においては、従来から多重債務相談に対応してまいりましたが、今年度は、国の「多重債務問題改善プログラム」に則り、重点的かつ積極的に取り組んでおります。

具体的には、相談者個々の状況を丁寧に聴き取り、多重債務は必ず解決できるとの認識で、債務整理の第一歩を踏み出せるよう具体的な助言を行い、解決に導いています。

また、多重債務が自殺要因の一つと考えられていることから、多重債務対策を強化することによって、自殺予防にも効果があると期待されており、相談対応や市民への啓発等について、担当部局と連携して取り組んでおります。

さらに、秋田県多重債務者対策協議会に、本市はオブザーバーとして参加し、当該問題の対策について情報交換を行っており、今後とも引き続き連携を図ってまいります。

(消費者センター)

- 2) 民間非営利（労金・生協・NPO等）による低利融資を広げるために、自治体提携融資の拡充やリスク軽減などの積極的な支援策を講じること。生活福祉資金貸付金制度については、民間の金融機関の審査ノウハウを活用するなどの観点から、更なる見直しをはかること。

生活福祉資金貸付制度は、本市の制度ではなく、秋田県社会福祉協議会の委託を受けて秋田市社会福祉協議会が窓口となって実施していることから、秋田市社会福祉協議会に今回の要望の趣旨を伝えたところ、次の回答を得ましたので、お伝えいたします。

(地域福祉推進室)

生活福祉資金への申込相談の過程で多重債務者であることが把握できた場合で、法的な支援が必要であると思われる方には、「法テラス」などの関係機関への紹介を行うよう努めてまいります。

さらに、多重債務者であることが把握できた方のうち、高齢である場合や心身に障害をお持ちである場合には、単に資金の借入では解決できない部分もあることから、秋田市社会福祉協議会で実施している相談センターを紹介するなどして、問題の解決へつなげるよう、より一層努めていきたいと考えております。

- 3) 自殺防止対策の実施にあたっては「借金は必ず解決できる」ことの啓発や相談窓口への誘導が緊急かつ有効な自殺防止策であるとの観点から、多重債務対策とも連携して取り組むこと。

本市においては、本年7月に秋田市自殺予防対策庁内連絡会議を設置し、全庁を挙げて自殺予防対策に取り組んでいるところです。今年度は、多重債務相談窓

口を含む、各種相談窓口を網羅したパンフレットを作成し、全戸配布する予定であり、今後も多重債務対策と連携しながら自殺予防に取り組んでまいります。

次に、本市では従来から多重債務相談に対応してまいりましたが、今年度は、国の「多重債務問題改善プログラム」に則り、重点的かつ積極的に取り組んでまいります。

具体的には、相談者個々の状況を丁寧に聴き取り、多重債務は必ず解決できるとの認識で、債務整理の第一歩を踏み出せるよう具体的な助言を行い、解決に導いています。

また、多重債務が自殺要因の一つと考えられていることから、多重債務対策を強化することによって、自殺予防にも効果があると期待されており、相談対応や市民への啓発等について、担当部局と連携して取り組んでおります。

さらに、秋田県多重債務者対策協議会に、本市はオブザーバーとして参加し、当該問題の対策について情報交換を行っており、今後とも引き続き連携を図ってまいります。

(保健総務課、消費者センター)

- 4) 公共職業安定所の職業紹介や大学・高校の就職指導にあたっては、青少年に誇りの持てる職場を斡旋する観点から、①法律違反や公序良俗にもとる営業活動を行っていないか、②多数の債務者・消費者と訴訟問題を抱えていないか、③青少年にとって働きやすい環境や健全な労使関係が構築されているかを精査するよう、関係機関を指導すること。

本市としては、関係機関を指導する立場にはありませんが、工業労政課で行っている高校生就職支援講座において、就職先を選択する際にこれらについて十分注意するよう指導してまいります。

(工業労政課)

7. クレジットを利用した過剰与信や悪質商法被害が深刻化していることから、安心して利用できるクレジット制度をめざし、割賦販売法を改正するよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

- 1) 顧客の支払能力を超えるクレジット契約（過剰与信）ができないよう、クレジット会社に対して実効性のある制限を設けること。
- 2) クレジット会社には、悪質商法にクレジットが使われないようにする義務と、販売業者と同じ責任を持たせること。
- 3) クレジット契約の規制対象に1回払いを含め、商品等の限定（指定商品制）を廃止すること。
- 4) 契約書型のクレジット業者にも登録制などの規制を設けること。

現在、国において具体的な検討が進められている割賦販売法の改正については、クレジットを利用した過剰与信や消費者トラブルを防止し、割賦販売取引の適性化を図るためのものと認識しております。本市としては、消費者保護の観点から、安心して利用できるクレジット契約の提供、取引の適性化が実現されるよう国の動向を注視してまいります。

(消費者センター)

8. カード破産や悪徳商法による被害、多重債務問題は後を絶ちません。こうした状況に陥ったり被害に遭わないためにも、市として賢い消費者教育を行っていただきたい。秋田労福協は、社会に出る前の学生を対象に「高校生のための消費者講座」を開設し、各高校から要請があれば講師を派遣いたします。学生が社会に出て賢い消費者・社会人になるため、県内の各高校に対する本講座の周知・紹介をお願いしたい。

消費者被害に遭わないための啓発や消費者教育については、様々な機会を捉えて繰り返し行うことが効果的と考えていることから、貴協議会が実施する「高校生のための消費者講座」について、市民への周知、紹介を行ってまいります。

(消費者センター)

9. 生活保護制度の改善・運用について、以下のように実施していただくとともに、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

- 1) 生活保護の切り下げをやめ、生活できる生活水準を確保すること。

生活保護制度は、国が定める基準等において行われるものであり、国に働きかけることは考えておりません。

(保護第一課)

- 2) 「受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行するといった事態が発生しないよう」(多重債務問題改善プログラム)、生活保護の申請権を侵害する違法な運用(いわゆる水際作戦)は、直ちに是正すること。

秋田市福祉事務所では、申請意思があれば申請を受理しており、「いわゆる水際作戦」と称する行為は行っておりません。

(保護第一課)

3) 捕捉率（生活保護基準以下の生活者のうちの保護受給者の割合）の調査を実施し、結果を公表するとともに、捕捉率を高めるための措置を講じること。パンフレット・申請書を公共機関に置くなど、市民に制度を周知すること。

生活保護は、申請に基づいて開始されるものであり、捕捉率調査を行う考えはありません。

市民への制度の周知については、「市民便利帳」やホームページなどで行っております。また、申請書は、保護第一・二課の窓口に備え付け、いつでも申請できるようにしており、申請時に申請する方の疑問点・不明点等を説明していることから、保護第一・二課の窓口以外への設置は考えておりません。

(保護第一課)

10. 勤労者にとって財形制度は資産形成に資する制度として有効であり、魅力ある制度にするため以下のように改善するよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

- 1) 財形貯蓄制度の導入の促進と融資制度の利用促進をはかるために、実効性のある周知広報活動を行うこと。
- 2) 新たに財形制度を導入するときに、企業にかかる初期負担に対して支援する制度を創設すること。
- 3) 非課税財形貯蓄（年金・住宅）の非課税限度額を、現行の550万円から1000万円に引上げること。
- 4) 非課税限度額を越えた金額のみ課税となる積立を認めること。
- 5) 育児休業・休職期間は、積立休止期間には算入しないこと。
- 6) 非課税財形（住宅・年金）に係る以下の年齢または期間制限（新規契約時・受取時）を撤廃すること。

(年金・住宅共通)	・新規契約	55歳未満
(年金)	・積立終了時の最大据置期間	5年
	・受取開始年齢	60歳以降
	・受取期間	20年以内

各種共済掛金控除制度については、所得控除等他の制度との整合性を図りながら、税制全体の中で議論されるべきものであると認識しています。

したがいまして、共済掛金控除制度の在り方等については、与党および野党の党税調などの議論や、国会審議の行方など今後の動向を見守りたいと考えています。

(市民税課)

11. 労働者共済利用者の生活向上をはかるため、以下のとおり税制を拡充するよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

1) 社会保障制度の補完を目的とした保障ニーズの多様化（生命・医療・年金・介護）に相応した共済制度を包括する相互扶助支援制度（総合的生命共済掛金控除制度）を創設すること。当該掛金控除制度の創設にあたり、対象となる所得税法上・地方税法上の所得控除限度額を拡充すること。

2) 異常危険準備金について、火災共済等の損金算入限度を現行の100分の2.5から100分の5に引上げること。

3) 洗替保証率を現行の100分の40から100分の50に引上げること。

財形制度は勤労者の資産形成にとって有益な制度であることは認識しておりますが、働きかけにあたっては、制度の内容を十分に理解することが必要であると考えることから、当面は国の動向を見守ってまいります。

（工業労政課）

【問い合わせ先】

秋田市企画調整部市民相談室

広聴担当

直 通 018-866-2039

F A X 018-866-2281

